## 1 障害についての相談は

- 1 県保健福祉事務所・市(社会)福祉事務所、町村福祉担当課
  - (1) 身体障害者の福祉
    - イ 市(社会)福祉事務所及び町村福祉担当課が相談窓口
    - ロ 障害福祉サービス等の給付、補装具、日常生活用具の給付などの各種サービス
  - (2) 知的障害者の福祉
    - イ 市(社会)福祉事務所及び町村福祉担当課が相談窓口
    - ロ 障害福祉サービス等の給付、重度障害児(者)の日常生活用具の給付などの各 種サービス
  - (3)精神障害者の保健・福祉
    - イ 市町村保健福祉担当課:自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の申請及び福祉サービス等に関する窓口
    - ロ 県保健所:イ以外の精神保健福祉相談等
- 2 リハビリテーション支援センター (TEL 022-784-3587)
  - (1) 身体障害者の専門的相談・判定(TEL 022-784-3589)
  - (2) 知的障害者の専門的相談・判定 (TEL 022-784-3590)
  - (3)障害者総合支援法による補装具(義肢・装具・車いす等)の処方・判定 (TEL 022-784-3589)
  - (4) 地域リハビリテーションに関する相談 (TEL 022-784-3588)
  - (5) 高次脳機能障害に関する相談 (TEL 022-784-3588)
- 3 身体障害者相談員(各市町村で設置) 身体障害者の更生援護に関する相談・指導、身体障害者援護思想の普及
- 4 知的障害者相談員(各市町村で設置) 知的障害者の更生援護に関する相談・指導、知的障害者援護思想の普及
- 5 精神保健福祉センター
  - (1)精神保健福祉の専門的な相談
  - (2) 精神保健福祉に関する知識の普及・調査研究
  - (3) 自立支援医療 (精神通院医療) 及び精神障害者保健福祉手帳の交付決定
- 6 夜間こころの相談窓口 (TEL 0229-23-3703) 専ら医療の必要性のない、一般的なこころの悩み等の相談 相談時間 通年 (午後5時から午前2時まで)

- 7 県児童相談所、仙台市発達相談支援センター「アーチル」
  - (1) 18歳未満の障害児の各種相談、指導、助言
  - (2) 専門的、総合的な判定
  - (3) 児童福祉施設への入所手続き
- 8 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」(TEL 022-376-5306) 仙台市北部発達相談支援センター「北部アーチル」(TEL 022-375-0110) 仙台市南部発達相談支援センター「南部アーチル」(TEL 022-247-3801)
  - (1)発達障害に関する相談支援
  - (2) 発達障害のある方の発達(療育)支援、就労支援
  - (3) 発達障害に関する知識の普及啓発、研修
- 9 宮城県障害者権利擁護センター及び宮城県障害者差別相談センター 障害者の虐待及び障害者差別に関する通報・相談窓口です。

TEL 022-727-6101

FAX 022-727-6102

メール kenriyougo@iris.ocn.ne.jp

受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日及び年末年始を除く。)

※時間外は、留守番電話、ファックス及び電子メールで対応

10 障害者でんわ相談室 (TEL/FAX 022-296-5053)

障害者でんわ相談室では、障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、身体の 危害や財産の侵害に関すること、家族や職場での人間関係など、生活全般にわたる様々 な相談に応じています。

日曜日、月曜日 正午から午後 5 時まで 精神障害者 水曜日、木曜日 " 身体障害者 金曜日、土曜日 " 知的障害者

※時間外・火曜日・祝日・年末年始は、留守番電話及びファックスで対応

## 11 相談支援事業所

障害のある方、そのご家族、介護者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、障害福祉サービスを利用される方には、サービス等利用計画を作成し、事業者等との連絡調整を行います。

詳しい連絡先については、お住まいの市町村の障害福祉担当課にお問い合わせください。